

戦後期の在日朝鮮人の生業

内 藤 正 中

はじめに

1. 連合国総司令部の朝鮮人対策
2. 戦後期の在日朝鮮人の生業
 - (1) 戦後期における就業実態
 - (2) 「第三人の不法行為」取締り
 - (3) 朝鮮人からの反論
3. 朝鮮人聯盟の生活防衛闘争
 - (1) 三全大会と生活防衛闘争
 - (2) 失業者調査と失業対策
 - (3) 四全大会の業種別組合対策
 - (4) 五全大会の生活権確保方針
 - (5) 製炭業における朝鮮人

はじめに

昭和63年（1988）6月16日付『朝日新聞』は、「日韓共同世論調査」の結果を発表した。

韓国人にとって日本は、調査対象の51%が「嫌いな国」としていることが明らかにされた。何故に嫌いかを、別の設問からうかがうと、日本に対するイメージとして、29%の人が「日帝支配36年の思い」をあげたほか、「軍国主義・帝国主義」や「倭寇」「残酷」をあげた人が各2%ずつあったことからして、根底には36年間にわたる植民地支配の歴史がわたかまっていることがわかる。韓国人にとっての日本は、過去の歴史をぬきにしては考えられないといってよい。

これに対する日本人の韓国イメージは、「ソウル・オリンピック」の18%をはじめとして、「キムチ・韓国料理」9%、「民族衣装・踊り・文化」5%、「経済発展」5%など、現在の韓国の姿からする連想が中心であり、「日本の

侵略」をあげたものは2%、「戦争・戦時中のこと」は1%にすぎない。そして21%の人たちが「韓国は嫌い」といっており、「好き」というのは11%にとどまる。日本人の韓国イメージの根底にあるのは、過去の植民地支配に対する反省ではなく、侵略者としての優越感であり、さらには民族差別のなかにある在日の韓国・朝鮮人を通しての現状認識である。そのことを前提に、「経済大国」的モノサシでもって韓国イメージがつけられている。韓国をはじめとするアジアの諸国に伍して、日本が国際社会の一員となり得るか否かは、過去の歴史に対する反省の上にもみ可能となるというべきであろう。

本稿は、8・15直後の時期での在日朝鮮人の生業と在日本朝鮮人聯盟(朝聯)の生活安定対策、これに対する日本政府の朝鮮人対策の問題点を解明することを課題とする。

8・15は、大韓民国では光復節であり、朝鮮民主主義人民共和国では解放記念日であるが、日本では首相以下閣僚の「靖国神社公式参拝」の是非が問われることに、日本人の歴史に対する認識が集約されているとみななければならない。

昭和20年(1945)8月15日、日本は「ポツダム宣言」(1945.7.26)を受諾して連合国に無条件降伏し、戦争を終結した。連合国とは、アメリカ・イギリス・中国・ソ連など55か国である⁽¹⁾。だがしかし、多くの日本人は、アメリカには戦争で敗けたと認めておらず、中国・フィリピン・シヤム・インドなど連合国に属するアジアの諸国には敗けたとは思っておらず、ましてや米・中・英三国首脳による「カイロ宣言」(1943.11.27)で、「三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ、ヤガテ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス」とした朝鮮に敗けたとは思ってもよらなかったのである。それなるが故に、8・15以後における日本帝国主義の植民地支配に対する責任追求は極めて不十分にしか行なわれず、在日朝鮮人に対しても、帰国させさえすればよいということで帰国させることに全力をあげていた。それだからこそ連合国総司令部が朝鮮人の帰国についての覚書を発する11月1日以前に、すでに9割までの在日朝鮮人が帰国していたのである。そのためもあって帰国しないで日本にとどまった朝鮮人

に対しては、戦前と変らぬ姿勢で対処することになる。

在日の朝鮮人は、8・15直後の占領初期の時期では、連合国総司令部によって「解放民族」と規定されたにもかかわらず、「帰国しない朝鮮人は日本の法律に服す」として、日本国籍保持者とみなされて外国人としての利益から排除されることになる。他方では、「外国人とみなす」ということでもって、日本国民としての利益からも排除されることにもなる。すなわち二重の権利否定という不明確で不安定な法的地位におかれた在日朝鮮人は、それ以降、日本国内法のアウトロウとして、苦難の生活の道を歩まざるをえなかったのである。

そうした状況下の昭和21年(1946)10月、在日本朝鮮人聯盟の第3回大会は、それまでの帰国対策を中心にした運動から、在日同胞の生活安定対策を重点とする運動に大きく方向転換を行なっていった。時あたかも、「第三国人の不法行為」ということで反朝鮮人キャンペーンが、政府をはじめマスコミなどにより一斉に展開されていた時期であり、さらには取締りによる在日朝鮮人抑圧対策が明確にされはじめた時期でもあった。

本稿は、そうした時期における在日朝鮮人の生業実態と朝聯の生活安定対策の地方的展開をみるために、山陰地方での実相を解明することを課題にしている。

<注>

- (1) 連合国の定義は、昭和22年8月4日付(SCAPIN 1757)「連合国、中立国、敵国及び特殊地位国等の定義に関する総司令部覚書」による(外務省政務局特別資料課『在日朝鮮人管理重要文書集』p. 3)。

1. 連合国総司令部の朝鮮人対策

昭和20年(1945)11月1日に連合国総司令部が発した基本指令は、朝鮮人と台湾出身中国人、すなわち日本帝国主義の植民地出身者については、「解放人民として処遇すべきである」としつつも、「かれらは、この文書中に使用されている日本人という用語には含まれない。しかし日本国民であったから、必要な場合には敵国人として処遇されてよい」とした。⁽¹⁾もとよりこの見解は、どこま

でも連合国側のものである。連合国にとって、朝鮮は連合国でも敵国でもないということから、「第三国」「第三国人」であるかもしれないが、日本と朝鮮との関係でいえば、朝鮮は「第三国」であるはずもなく、日本人が朝鮮人を「第三国人」と呼ぶことは適切でないだけでなく、むしろ意図的に使ったというべきである。⁽²⁾すなわち日本敗戦によって、朝鮮は日本帝国主義の支配から解放され、朝鮮人は「解放人民」とされていたものを、「第三国人」という言葉に置き換えることにより、植民地支配の責任を不問にしてゆく意図的な姿勢をそこにみることができるのであった。

昭和21年（1946）7月以降、在日朝鮮人を非難するキャンペーンが集中的に展開されるが、そのピークとして8月17日には衆議院本会議で進歩党椎熊三郎代議士による「第三国人の傍若無人な振舞にたいする措置」と題する演説が行なわれ、「第三国人」としての在日朝鮮人に対する特定イメージがつくられ、それがマスコミを通じて増幅されてゆくのである。その背景には連合国総司令部の朝鮮人対策の転換があった。すなわち、「解放国民」としての朝鮮人ではなく、「日本国籍を保持するもの」とみなすという位置づけへの転換である。

昭和21年（1946）11月5日、連合国総司令部民間情報局は、「順番がきたときに引揚を拒絶する朝鮮人は、正当に設立された朝鮮政府が朝鮮国民として承認するまで、その日本国籍を保持する」と発表し⁽³⁾、さらに11月12日には連合国総司令部渉外局もまた、「日本にいる朝鮮人で総司令部の引揚計画に基づいてその本国に帰還することを拒絶するものは、正当に設立された朝鮮政府が、かれらに対して朝鮮国民として承認を与える時まで、その日本国籍を保持しているものとみなされる⁽⁴⁾」との見解を明らかにした。

この連合国総司令部発表に対して、朝聯をはじめとする10余の在日朝鮮人団体は朝鮮軍政庁連絡所に集会して、「解放民族として連合国国民と同等の地位⁽⁵⁾」をもつものであることを確認、総司令部に交渉して撤回をせまった。その結果、11月20日には総司令部渉外局より、「この司令部が昭和21年12月15日より後に日本に残留する朝鮮人は、日本の市民権を獲得しなければならないという

命令を最近出したという新聞報道は、まったく不正確である」として、以下の
ような見解を發表させたのであった。⁽⁶⁾

「占領官憲は、市民権の保持、放棄又は選択に関するいかなる国籍のいかなる者の基本的権利にもどのようにも干渉する意図を有しない。昭和21年10月16日付で、この司令部は、日本にいる朝鮮人で従前北緯38度以南の居住者であったものの引揚は、引揚計画にしたがうことをすでに拒絶した者を除いて、昭和21年12月15日以前に完了すべき旨を述べた覚書を日本政府に対して発した。引揚を拒絶してこの国に留ることを選んだ朝鮮人は、日本に引き続き居住すれば、かれらがすべての適当地方的法律及び規則に服しなければならないということを、充分承知の上で選択するのである。適当地方的な法律及び規則の遵守の義務を朝鮮人に免除するような在日朝鮮人に有利な差別待遇は、一種の治外法権を創造することになるであろう。これは、いかなる観点からも是認されないのであろうし、又、他の諸国において治外法認のこん跡を廃止しようとする最初数年間の諸連合国政府の行動に照して、連合国の一般政策に反するものであろう」

この総司令部涉外局発表の前段には、「解放国民としての待遇を与え、且つその福祉のため可能なあらゆることをすることが占領官憲の政策であった」という文言がある。その限りでいえば、在日朝鮮人は占領軍によって「解放国民」として処遇されるわけであるが、前掲涉外局発表の後段では、日本の法律規則の遵守を強調して、「在日朝鮮人に有利な差別待遇」は一切認めないことを明確にしたのである。

日本政府としては、朝鮮、台湾など旧植民地出身者は講和条約発効までは原則として日本国籍を保持するものという立場をとり、朝鮮人は朝鮮に帰国させること、帰国しないで日本に留まっている者に対しては一定の管理下におくことを一貫した方針にしていた。したがって帝国憲法下で最後の勅令として昭和22年（1947）5月2日に公布された外国人登録令においても、台湾人とともに朝鮮人に対しては、日本国籍を保持することを前提に、当分の間「外国人としてみなされる」⁽⁷⁾（第11条）としたのであった。

<注>

- (1) 昭和20年11月1日「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（外務省政務局特別資料課『在日朝鮮人管理重要文書集』p. 10）

- (2) 内海愛子『『第三国人』ということば』に詳細が解明されている（内海・梶村・鈴木『朝鮮人差別とことば』p. 111 以下）。山田照美氏は「物資欠乏に喘いでいる敗戦国としての卑屈さから、…一種の羨望と蔑視の入りまじった蔑稱語」であるという（『在日朝鮮人一歴史と現状』p. 9）。なお、自由国民社の『現代用語の基礎知識』では、「戦争中頭を押えつけられていた在日中国人・朝鮮人は、敗戦を境にして立場を逆転したが、敗戦国の日本人にとって占領国人というにいささか納得がいかないところから、第三国人と呼んだ」と記している（1944年版, p. 988）。
- (3) 昭和21年11月5日「朝鮮人の引揚に関する総司令部民間情報教育局発表」（外務省前掲書 p. 14）。
- (4) 昭和21年11月12日「朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部渉外局発表」（同上書 p. 15）。
- (5) 朴慶植「解放直後の在日朝鮮人運動(2)」(『在日朝鮮人史研究』第2号, p. 82)。
- (6) 昭和21年11月20日「朝鮮人の地位及び取扱に関する総司令部渉外局発表」（外務省前掲書 p. 17）。
- (7) 大沼保昭『単一民族社会の神話を超えて』p. 48。

2. 戦後期の在日朝鮮人の生業

(1) 戦後期における就業実態

8・15は日本内地の軍需産業を崩壊させた。総動員体制のなかで工場や鉱山に徴用されていた朝鮮人は、戦争終結とともに「解放」される。しかしここで
の解放とは、強制労働からの解放にすぎず、そのことは同時に、工場や鉱山の
外に出された朝鮮人にとっては失業を意味していた。⁽¹⁾ 9月の内務省報告には次
のように記されている。⁽²⁾

「軍需工場、事業場、礦山、土建等ニ於ケル作業ノ停止ヲ伴フ失業者ノ続出、労務者
ノ加配米ノ配給停止ニヨル食糧不足ニヨル焦燥等ハ一般朝鮮人ヲ不安動揺セシメツツア
リ」

この事態について朴在一は「戦時中に集中動員されていた産業労働部門から
の追放」⁽³⁾と記している。職場から追放され失業者となった朝鮮人の多くは、植
民地支配から解放された祖国朝鮮に争って帰国してゆくが、乗船するまでの間
は生活してゆかねばならず、何らかの生きるための手段を求めていった。だが

しかし、戦後の日本では、戦災で破壊され麻痺してしまった産業の復興は容易でなく、全国的に未曾有の失業者をかかえていたのである。

敗戦直後の昭和20年頃の失業者数の調査はない。島根県の場合、昭和21年(1946)5月13日現在の県下市町村勤労者調査では、県内の失業者数は男5,080人、女2,124人、合計7,204人となっている⁽⁴⁾。国勢調査による完全失業者は、22年が6,131人、25年が4,392人である⁽⁵⁾。昭和22年5月の島根県議会の教育民生部長の答弁では、顕在失業者は男5,541人、女1,006人、合計6,547人が公共職業安定所の調査にみえるが、これ以外に10倍の潜在失業者がいるものとみなさなければならず、5～6万人の失業者がいると推測していること、この数字は生活保護法による生活困窮者13,310世帯、40,776人にほぼ見合っていると述べている⁽⁶⁾。

これに対して島根県の失業対策は、昭和22年7月県議会の追加予算計上が初めて具体化される。まず第一には、全県下にわたる失業調査であり、第二には、「海外よりの帰還者等失業者の増加に対して」職業補導所を増設することで、11か所であったものを25か所とする方針であった⁽⁷⁾。さきの市町村勤労者調査について報道した昭和21年5月の新聞は、求職者の就職先として、男子では機械器具工業、炭鉱、土木建築、木材木製品、鉄道、金属の順序であり、女子では見返物資関連の製糸、紡績であると記している⁽⁸⁾。

問題は、外地からの引揚者、軍隊からの復員者の帰郷がそのまま失業者の増加になっていた状況下で、工場・鉱山の強制労働から解放された朝鮮人が、生きるために自らの意思で就労を希望したとしても、割り込む余地があったかどうかである。恐らく朝鮮人の就労は皆無に近かったというべきであろう。戦後期の在日朝鮮人の就労について、朴在一氏の研究は次のように述べている。

「…戦後直ちに朝鮮人が従来の全産業部門から跡を絶つようになった理由としては、敗戦に依る軍需体系産業の崩壊又は休止と、朝鮮の日本からの解放による在日朝鮮人の立場上の変化、並に朝鮮への引揚が考えられる。併しこれらの原因はむしろ与件的なものである。斯かる前提の下に、より直接に朝鮮人をして日本内の産業労働から追放せしめた要因は何かである。その基本は飽くまでも産業人口の過剰にある。即ち戦後軍人の

復員と一般日本人の引揚げにより、日本内の産業人口は急激に増大した。その結果として日本は、戦災と敗戦で破壊麻痺された産業状態と相俟って、未曾有の失業者を有することになり、如何なる職業であれ、日本人勤労者が之に殺到した。従ってこの時期に、純粋な筋肉労働のみの未熟練労働の持主である朝鮮人労働者が日本の産業にとって必要な筈はなく、又如何なる下層労働でもそこえ割込む余地など有り得なかった。これが戦後になって、朝鮮人が完全に日本の産業労働から閉め出された基本原因である。併し言う迄もなく、これのみではない。終戦と共に日本内の総ての職場から朝鮮人が徹底的に追放されたのは、朝鮮人の立場上の変化、即ち植民地人から第三人国への転移という外的条件の変化にも起因している。この事が上記の基本原因と相俟って、職場から朝鮮人の全面的閉出しを結果した事は否定し得ない。⁽⁹⁾」

朝鮮人が戦後日本で生活していく方法として、まともな職業に従事することは不可能に近かったというべきであろう。現存する在日一世の聞取調査でも、何度も職業を変えたこと、職業を求めて移住をくり返したなどが共通して明らかになっている。そのなかでも代表的な職業になっていたのは、ヤミ屋でありカツギ屋であった。資本もなければ信用力もない朝鮮人は、戦後期の経済混乱を逆手にとって、ヤミ屋やカツギ屋を主要な生業としたのである。もちろんそれらが朝鮮人に固有の生業としてあったわけではない。朝鮮人従事者の何倍もの日本人もまた、生きるために従事していたわけであるが、朝鮮人の場合は日本人よりも有利な立場にあった点があったかもしれない。「混乱期に於けるこの種の小売商又は闇商売で、朝鮮人は一般の日本人よりは若干有利であった。即ち在日朝鮮人は、その日本での経歴に於て失業を繰り返した事により、斯かる小売商で口に糊する方法に於て長けていたばかりでなく、更に何よりも所謂第三人国的立場の点が有利であった」と、朴在一氏も認めているところである。⁽¹⁰⁾

(2) 「第三人国の不法行為」取締り

しかしながら、いわゆる「第三人国的立場」が有利であったのは、昭和21年(1946)2月以前の時期である。すなわち2月19日付総司令部覚書で占領軍軍人・連合国人に対する日本の刑事裁判権の行使を禁止しているなかで、連合国

人については、「当然中国人は包含せらるるも、朝鮮人は包含せられざること(台湾人も同様)」として、朝鮮人と台湾人については日本の裁判権を確認し、「日本の裁判所は、占領目的に有害な行為が、日本の法律の違反を構成する限り、これに対して裁判権を引き続き行使する」と刑事裁判権の行使が確認された⁽⁴⁾。したがって以降においては、「第三人の無法状態」なるものは漸次解消されていったはずである。またヤミ屋やカツギ屋の存在にしても、不法行為として警察の取締対象ではあったが、戦後期にあっては日本人が生活してゆくための必要悪であったことも、たしかな事実であった。それだけに「ヤミ行為が県民の生きる道として登場したのは当然の姿であった。もしもこのヤミ行為に対して官憲がきびしい態度に出ようものなら、国民は生死をかけて革命を起こしたかもしれない⁽⁵⁾」といわれるようなものでもあった。

朝鮮人、台湾人らのカツギ屋の実態については、山陰地方が農業地域であっただけに、京阪神からの集団的買出し部隊として記されている。元松江警察署長の回想は次の如くである。

「終戦直後のころでしたが、京阪神の三国人が大挙して本県に乗り込み、石見方面から貨車一両を借り切って、京阪神へ米や野菜を運び出そうとしたことがあります。当時第三人には日本の法律がおよびませんでしたから、さっそく進駐軍のMPに連絡して、松江駅で一網打尽に取り押えたことを覚えています⁽⁶⁾」

『島根県警察史』においても、「第三人による犯罪は、殊に京阪神方面より来る集団的買出し部隊によるものが多く、今市警察署前派出所襲撃事件、安来警察署長に対する暴行事件、同犯人奪取事件が相次いで発生した⁽⁷⁾」とみえる。鳥取県下でも、昭和21年1月に大阪から買出しにきた台湾人のヤミ米を押収したところ、4日後に大阪から14名の台湾人が生山巡査駐在所、黒坂警察署に押しかける事件が起った。これに対して全署員を召集し、進駐軍MPの来援も得てこれに対処したという⁽⁸⁾。

島根・鳥取両県でみられた状況は、当時全国的な姿であった。こうした「第三人による犯罪」に対処するため、前述した昭和21年2月19日の連合国総司令官覚書「刑事裁判管轄権の行使」が発表されるのであった。これを受けて内

務省警保局では、3月25日から20日間にわたって、朝鮮人と台湾人に対する全国的な特別取締りを実施し、それ以後は取締りを強化していった。特に6月21日には、「朝鮮人等の不法行為取締に関する件」を発し、(1)食糧事情の窮迫化に伴ない集団の威力を示して客車を不法に占拠し大量の闇米を運搬するなどの鉄道輸送における不法行為、(2)朝鮮人聯盟等の各種団体による政府の計画輸送妨害行為の取締り、(3)闇市場をめぐる不法行為の取締り、(4)密入国者の取締り、以上4項目について特別の指示をした。⁽⁶⁾

この6月の「朝鮮人等の不法行為取締に関する件」の特別指示を契機にして、「第三人の不法行為」に対する一連の非難攻撃が展開される。すなわち7月13日の朝日新聞社説、7月24日衆議院本会議における大村清一内務大臣答弁、8月17日衆議院本会議での進歩党椎熊三郎代議士による質問演説であり、それはそのまま在日朝鮮人を管理する外国人登録令（昭和22年5月2日公布）の伏線となるものであった。まず朝日新聞社説「朝鮮人の取扱について」から順次みてゆくことにしたい。

「日本の統治下にあった朝鮮が、戦争中わが戦力増強のため、いくたの犠牲を拂ったことや、内地在留のかれらが軍需生産部門に多大な労働力を提供したことについて、われらは感謝するものである。しかし終戦後の生活振りについては、卒直にいて日本人の感情を不必要に刺激したのも少くなかった。たとへば一部のものが闇市場に根を張り、物資の出廻りや、物価をかき乱したことなど、それである。朝鮮人が政府の統制の圏外にあるものとして、自らの生活擁護のみ急な余り、政府の食糧、物価政策などに悪い影響を及ぼしていることのあるのは否定出来ない。今後数は減っても、なお残留朝鮮人の生活が、同様に政府の政策遂行に影響を持つであろうことは否定しがたい。

マクファーサー司令部の意向としては、残留する朝鮮人はわが警察権の行使を拒否することが出来ないことになっている。しかしながら、日本の警察当局が、個々の事件の場合において、朝鮮人に対して力を十分に発揮出来ないのが現状である。その結果、時にはこれらの朝鮮人の行動が、戦争中融和していた日鮮人間の感情を疎隔することの生ずるのを悲しむものである。われらは残留朝鮮人が日本の再建途上の困難を理解し、これに協力することを期待してやまないものである。⁽⁷⁾

7月24日の衆議院本会議における大村清一内務大臣の答弁は、大野伴睦代議

士らから提出された「国内治安維持＝関スル緊急質問」に対するものであり、さすがに「勿論是等集団不法行為者ハ在留者全部デハナイノデアリマス。又斯カル不良分子ノ行為ヲ心カラ憂ヘ遺憾ト致シテ居ル在留者モ少クナイノデアリマス」と付言している。

「終戦ト同時ニ、民心ハ一時進ムベキ目標ヲ見失ヒマシタ結果、所謂虚脱状態ニ陥リ、一方自省心ヲ失ヒマシタ徒輩ハ、社会ノ安全ヲ脅カス凡ユル悪徳行為ニ出デ、社会不安ヲ醸成致シタノデアリマス。而モ之ニ加ヘテ、所謂解放サレタ在留者ニシテ誤レル者ハ、過去ノ処遇ニ対スル反撥ヲ理由ト致シマシテ、敗戦国ノ法律ニ遵フ必要ハナイト、恰モ戦勝国民ナルガ如キ優越感ヲ抱キ、例ヘバ不当要求、集団暴行、各種犯罪ノ敢行、経済統制攪亂、無賃乗車等ノ不法越軌ノ行為ヲ、而モ衆ヲ恃ンデ行ヒ、社会人心ヲ不安ニ陥レシメタコトハ御承知ノ通りデアリマス。…連合国軍ノ指令ニ基キマシテ、是等解放セラレタ在留民ガ、日本ニ居住スル限り日本ノ法令ニ遵フベキ点ニ付キマシテハ、何等日本人ト區別サル所ガナイノデアリマス。我が警察ハ、是等在留者ニ対シマシテハ完全ナル警察権ヲ掌握シ、是ガ取締リノ義務ト責任ヲ持ツテイルノデアリマス」⁽⁴⁾

つづく8月17日の衆議院における進歩党の椎熊三郎代議士の質問は、「第三国人の傍若無人な振舞にたいする措置」と題して行われた。敗戦直後の時期、経済的混乱の責任をすべて「第三国人」の不法行為によるものときめつけ、それを国会の場で取り上げ、政府の取締対策を質したものであった。

「…いまなお内地にあって外国人たる特殊の地位を悪用し、警察力の無力化に乗じてあらゆる不法をあえてする多数の者のあることは、既に諸君も御存知であろう。我々は遺憾ながら敗戦国民ではあるが、終戦の瞬間まで同胞として共にこの国の秩序の下に生活していた者が直ちに変って、あたかも戦勝国民の如く、しかも勝手に鉄道、殊に専用車という貼紙を付したり、或は他の日本人の乗客を軽蔑圧迫し、見るに堪へざる兇暴なる振舞をもってあらゆる悪虐行動に出ている事実は全く驚くべきものがある。…

諸君、この朝鮮人、台湾人等の最近までの見るに堪へざる行動は、敗戦の苦しみに喘ぎ来った我等にとっては、まさに全身の血潮が逆流するの感情をもつものである。而して彼らはその特殊な立場によって警察力の及ばざる点のあるを利用して闇取引をなし、日本の闇取引の根源は正に今日この不運なる朝鮮人などが中心となっているということは、今日の日本の商業取引、社会生活の上に及ぼす影響は驚くべきものがある。或は禁制品を大道において密売し、或は露店を占拠して警察力を侮辱しつつ、白晝公然と取引をなしつつあるが如きは断じて私共は無視することが出来ぬ。……

今や500億を超へる日本の新円のその3分の1は、恐らく彼らの手に握られているの

ではないかという噂さへある。若しこの噂がして真実ならば、日本の微弱なる商業者は無税にして外国人たる立場をもってする所のこの朝鮮人、台湾人の行動には、商取引としては敵はない。現に神戸、大阪の如きは遂に露天商、飲食店、悉くが台湾人、朝鮮人によって掌握されているというこの事実を、内務当局は何とみられるか。諸君、今にして政府は嚴然たる態度を示すに非ずんば、まことに由々しき問題が惹起するであろうことは、私の懼れるものであります⁽⁹⁾」

(3) 朝鮮人からの反論

『朝日新聞』の社説に対して、在日朝鮮人である徐鐘実⁽¹⁰⁾は直ちに鋭い批判の反論を寄せ、翌7月14日の『朝日新聞』に掲載された。

社説が、戦争中の朝鮮人の協力について「我々は感謝するのである」と述べたのに対して、徐鐘実は「我々が自ら日本の侵略戦争に対して犠牲を拂い労力を提供し進んで戦争に協力したと彼等は稱賛せんと言うのか？ 無反省も甚しい見方で、全くその反対である。我々はこれに対して日本から少しも感謝される理由を持たないと同時に、次にある反面に感謝して貰いたいのである。つまり、朝鮮人はかかる偉大な犠牲を拂わされた過去を忘却して、なお日本の法律と社会秩序に協力し、……同生共死しているという事実⁽¹¹⁾に感謝して貰いたいのである」と批判した。まことに当を得た批判といわなければならない。つづけて徐鐘実⁽¹²⁾は、朝鮮人に対する日本政府と日本人がとっている基本的姿勢についてきびしく批判して次のように述べるのであった。

「朝鮮は侵略から解放され、独立の途上にあり、国際的には東洋の重要なる緩衝国であり、その健全なる独立完成は東洋平和の鍵であり、また世界平和の鍵である。日本も専制と暴政から脱皮し新しき日本の再建に逢着し、その困苦も察するに余りある。即ち朝鮮人も日本人と同じく困難多岐な自国再建事業に携わっているといえる。

朝鮮人がみながみな善良なりとはいわないが、終戦後日本人諸君は、我々に対して温い言葉一つ言ったか、解放された祝いの言葉一つ言ったか——政府ですら償いの言葉一つ聞かないのである。そればかりか、生活の活路一つ与えず、救済の一策たりともほどこしたであろうか？ 却って既成事実の一、二を誇大に宣伝し、依然として弾圧のみであったと僕は断言する。平和日本の民主主義を代表する貴社の意見とするならば(?)両国の将来を憂える真の民主主義、世界平和を冀求する時、唯々寒心に堪えず、一層の理解と反省を要求する。」

たしかに徐鐘実の反論は、すでに山田昭次氏が指摘しているように、「日本帝国主義の朝鮮支配にたいする思想的否定を含まない日本人の民主主義観念に痛烈な批判を加えることを通じて、日朝両民族の解放のための連帯の訴えとなっている」のである。「平和日本の民主主義を代表する」とされた朝日新聞においてすら、朝鮮支配に対する歴史の責任の自覚はなかったのである。しかし社説を出した翌日の紙面に、異例の早さで反論を掲載したことは、徐鐘実の主張の正当性を事実において認めたものと考えなければなるまい。

大村内務大臣の国会答弁、椎熊代議士の国会での質問演説については、在日本朝鮮人聯盟が直ちに反論して以下のような反駁声明書を発表した。

「…日本軍国主義の敗北により解放されたる我等朝鮮人は、戦前の日本に対して暴に報ゆるに暴を以てせずとなすを心として、敗戦の苦悩に喘ぐ日本の一日も早く民主主義国家としての再建と自主性を取り戻し、中国、朝鮮と共に心からなる善隣互恵による繁栄を永久に樹立せんものとし、報復を捨て過去を忘却せしむべく努力すべしと民衆を指導して来たのである。然るに椎熊氏は、朝鮮人の解放歓喜の情余りての常規を逸せる極少数の者の行為を取り上げ、之を針小棒大に宣伝し、意識的に排他的煽動的暴言を弄し、民族感情を荒立たせ、以て民族対立を助長するの挙に出でたのである。両民族の将来を思い、多難なる日本再建に心からなる友好的考慮を惜しまぬ我等朝鮮人は、かかる過去の罪業に無反省にして、且つ将来人類の幸福の為めの各民族のなすべき責務に対する認識の、余りにも欠如せるに驚くの他はない。…而も一国の議政壇上に於て、他民族に対して斯くも破廉恥極まる卑劣な暴言を弄し、悪罵侮辱を加へたる例、世界広しと雖も未だあるを聞かず、これは畢竟為にする陰謀としか解されないのである。即ち、日本帝国主義時代、擄取と虐殺とを事とせる反動軍閥の残党と、これを陰に支持する一派が、今日連合軍の温情的占領政策を逆用し、今尚日本民衆に敵愾心を煽⁽⁴⁾って、以て他日の侵略を用意すべく基地をつくるものと思はれるのである。」

朝鮮人聯盟は解放民族としてのプライドをもって、「多難なる日本再建に心からなる友好的考慮を惜しまぬ」ものであるとの基本的立場に立ち、「極少数の者の行為を取上げ、之を針小棒大に宣伝し、意識的に排他的煽動的暴言を弄」するものとして、椎名発言をきびしく批判する。そして一連の反朝鮮人キャンペーンは、「反動軍閥の残党と、これを陰に支持する一派が、今日連合軍の温情的占領政策を逆用し、今尚日本民衆に敵愾心を煽⁽⁴⁾るものと、その背景にあ

るものを明らかにするのであった。

以上のように大村内務大臣は、「所謂解放サレタ在留者ニシテ誤レル者」が、「恰モ戦勝国民ナルガ如キ優越感ヲ抱」いていると朝鮮人を非難した。そして権熊代議士にいたっては、「我々は遺憾ながら敗戦国民であるが、終戦の瞬間まで同胞として、共にこの国の秩序の下に生活していた者が、直ちに変ってあたかも戦勝国民の如く」振舞う朝鮮人の姿は、日本人にとって「敗戦の苦しみに喘ぎ来った我等にとっては、まさに全身の血潮が逆流するの感情をもつ」とさえいうのである。

そこには、戦争責任に対する反省などというものは全くみることにはできない。ましてや朝鮮人がどうして日本に多数在住しているのか、戦争中に何故に日本人として「共にこの国の秩序の下に生活していたか」という植民地支配の歴史について想起することさえもしていないのである。このことについていえば、朝日新聞社説においても、戦争中に朝鮮人が犠牲を払ったことと、内地で軍需生産に就業していたことに対して、「感謝」を表明するだけで終っており、在日朝鮮人に対しても、「戦争中融和していた日鮮人間の感情を疎隔することの生ずるのを悲しむ」という認識でしかないのであった。このことは、特定の人だけに限られた認識ではなく、広く日本人全体に植付けられたものであることは、例えばそれから30年以上を経過した時期に編さんされた各県の警察史の記述にみることができるわけで、昭和21年（1946）当時の大村内務大臣の認識と基本的には変わっていないのである。

高根県——「犯罪者別の傾向も全国の場合と同様、青少年の犯罪や第三人の犯罪が増加した。…第三人の犯罪は⁽⁶⁾」

鳥取県——「終戦直後の外国人は『戦勝国だ』『独立国だ』という意識が強く、わが国の法律に従う必要はないとして、戦時中の抑圧に対する報復意識も手伝って横暴を極める朝鮮人、台湾人が多かった。在留外国人の不法行為の処理については曖昧であったため、警察官の取締り態度も消極的になりがちで、そのことがまた在留外国人の集団的事犯を助長することになった⁽⁷⁾」

山口県——「日本の統治から解放された第三人の一部には、戦勝国意識を誇示して報復的な態度に出るなどの横暴が表面化するとともに、戦後の離職による貧困などから

刑法犯罪、経済違反を犯す者が次第に増加する傾向を示していた。しかしこれら在留朝鮮人、台湾人の具体的な権利義務問題は、連合軍当局の政策決定をまたなければならず、一般犯罪に対する日本の裁判権が確立されたのは昭和21年2月19日で、それまでは日本警察の準処すべき何らの方針も示されていなかった。従ってこれら第三国人⁽²⁾の犯罪をめぐる警察措置には、残念ながらためらいがみられたのも事実であった。」

<注>

- (1) 日本政府としては、昭和20年(1945)9月1日付で「帰鮮せしめるまでは、現在の事業主をして引きつづき雇傭せしめておき、給与はおおむね従来通りなすべきこと」と地方長官あてに通達している(「朝鮮人集団移入労務者等ノ緊急措置ニ関スル件」—『在日朝鮮人関係資料集成』第5巻, p. 59)。しかし戦後の混乱した時期にどれほど通達の趣旨が実行されたかは疑問としなければならない。
- (2) 1945年9月, 内務省「終戦直後ノ朝鮮人台湾人関係」(『在日朝鮮人関係資料集成』第5巻, p. 35)
- (3)(9)(10) 朴在一『在日朝鮮人に関する総合調査研究』p. 64.
- (4)(8) 『島根新聞』昭和21年5月24日
- (5) 昭和22年, 同25年『国勢調査報告書(島根県)』による。
- (6) 『島根県議会史』第4巻, p. 217.
- (7) 昭和22年7月の島根県議会での原夫次郎知事による予算案提案理由説明(同上書 p. 225)。
- (11) 昭和21年2月19日, 「刑事裁判権に関する総司令部覚書」(外務省政務局特別資料課『在日朝鮮人管理重要文書集』p. 37)。
- (12)(13) 毎日新聞社『激動二十年・島根の戦後史』p. 20, 22.
- (14)(2) 『島根県警察史』昭和篇 p. 630.
- (15)(23) 『鳥取県警察史』第1巻 p. 1130, 1132.
- (16)(24) 『山口県警察史』下巻 p. 547, 544.
- (17) 『朝日新聞』昭和21年7月13日
- (18) 「第90回帝国議会衆議院議事速記録」第19号(外務省前掲書 p. 50)
- (19)(22) 朴慶植「解放直後の在日朝鮮人運動(2)」(『在日朝鮮人史研究』第2号) p. 87.
- (20) 呉林俊「日本占領と朝鮮人」(『共同研究—日本占領』p. 249.)
- (21) 山田昭次『8・15をめぐる日本人・朝鮮人・天皇制』

3. 朝鮮人聯盟の生活防衛闘争

(1) 三全大会と生活防衛闘争

昭和21年（1946）10月14日から17日まで開催された在日本朝鮮人聯盟（朝聯）の第三回大会は、帰国対策を中心にした運動から、在日朝鮮人の生活安定対策に重点をおきかえることを決定したことで、朝聯の運動史上では画期的な意義をもつ。

従来の朝聯の活動目標は、「近い将来本国に帰って仕事をするを前提として、同胞たちを訓練し啓蒙してきた」ものであり、「朝鮮に帰ることを主目的にしたがために、経済的にも消費にかたより、何ら生活安定の手段、経済的土台を準備できず、それに対する何等の対策もたてられなかったことが大きな欠点であった」と自己批判する。そしてその上に立って新しい運動の方針を次のように明らかにした。

「われわれは臨時的、一時的活動に終始してきた。しかし今後、わが同胞の莫大な数が日本に定住する可能性が大きい。そして今居る同胞には2、3年在留を予想するものも多いと考えられる。朝鮮に在ることのみが朝鮮のために献身できるのではない。海外に在っても朝鮮の建国に参加できる。このような情勢のもとに、われわれは常に一時的な事業でなく、経済的にも政治的にも教育的にも遠大な計画をたてて、われわれのすべての問題を解決していく基礎を準備しなければならない」⁽¹⁾

総司令部と日本政府が準備した21年12月28日までの引揚計画を拒否した57万人の朝鮮人は、さしあたっては日本に在留するのである。そしてそのうちの大部分は日本に定住する可能性が大きいことがわかったのである。そうである以上、朝聯の活動もおのずから転換せざるをえなくなる。あたかも「第三人」に対する非難のキャンペーンが最高潮に達した時期でもあった。日本での世論の動きをふまえつつ、朝聯は朝鮮人生活擁護闘争への取り組みを大会決定したのである。三全大会では「一般活動の四大方針」として、まず同胞生活の安定をかかげ、次いで教育および啓蒙、本国臨時政府樹立促成、組織の強化を活動の基本に決定した。「同胞生活の安定」についての具体的内容は次の通りである。

1. 同胞興業の計画的奨励

- 同胞の資力、技能、及能力を結集して、中総、地方本部、支部、分会が各自の力量に相当する大小各種の生産企業或は商店を必ず急速に経営するようにすること。例、都会地においては集団商店街が公定価格にて受配した木材を建設経営へ、山村分会においては製炭を始め、地方分会では製材工場、経営支部では進駐軍工事請負等々熱誠をもって百折不屈実行すること。
 - 中総地方本部、支部分会は同胞多数が合資又は株式にて企業を開設するよう斡旋指導すること。
 - 全国の諸工場、諸商店が有機的連絡をもつようにし、各自の成功失敗の経験と交換すること。
 - 各種基本調査は企業に関する経験知識を調査研究交換すること。
2. 全国的に業種別組合を組織し、特に原材料受配に力を入れること。
 3. 協同組合活動を積極的に展開すること。
 4. 以上諸運動がどの程度に進展するかにより、中総としては金融機関の設立に努力すること。
 5. 熟練技術工養成に努力すること。
 6. 同胞の経済的実力の基盤が確立されることにより、将来祖国の経済的建設に具体的貢献することができる。
 7. 中央に経済問題協議研究斡旋機関を確立する。
 8. 居住地の分散を可及的避けること。
 9. 財産税、預金凍結反対闘争の全国的組織。
 10. 射倖心を清算し、相互和合して勤労意欲を昂揚し、救済活動において勤勞力作生活の新出発を援助すること。
 11. 以上諸運動は教育啓蒙活動と結付られるものであり、組織の強化が結果となるものである。⁽²⁾

生活危機打開の生活権擁護の課題は、何も在日朝鮮人のみに限られるものでなく、広く日本人全体に共通するものであった。12月17日には日本各地で生活権確保を要求する吉田内閣打倒国民大会が開催された。東京の宮城前広場には在日朝鮮人も、「解放人民としての地位と待遇を保障せよ」「不法な圧迫と不当課税絶対反対」「居住証明・登録証明は即時撤回せよ」「民主主義の原則による市民権を付与せよ」などのスローガンを⁽³⁾かかげて参加した。

次いで12月20日には、東京宮城前広場で4万人の朝鮮人が参加した在日本朝鮮人生活擁護大会が開催され、大会後のデモ行進では首相官邸付近で警官と衝

突し、首相官邸内で大会決議文を持参して交渉中の代表10名が検束され、大会議長ら3名も追加逮捕、同26日には軍事裁判で全員が占領目的違反で実刑判決が行われた。

(2) 失業者調査と失業対策

朝聯の生活防衛闘争は、昭和22年（1957）も継続して推進されてゆく。1月28・29日の第9回中央委員会では、第3回全体大会で決定した「四大基本方針」の効果的具体化の方策を審議し、「経済活動の今後の方針」として、「業種別組合の推進、協同組合運動の発展、資材獲得、金融機関の設立、技術者養成、失業者対策、貿易の振興、財産税反対、特殊預金解決」の各項をあげた。⁽⁵⁾

さらに5月15日から17日にかけて開催した第10回中央委員会の活動報告では、「大衆の生活安定、企業の振興助成、祖国経済建設への貢献」が報告され、「商工協同組合、納税組合の組織」について可決した。⁽⁶⁾

生活安定対策のためには、7月に全国的規模での失業者調査を実施し、20万人余の失業者数を都道府県別に明らかにした上で、朝聯の民主的管理下での失業対策について、日本政府に要請することにした。『解放新聞』には次のようにみえる。

朝鮮人民生活安定策定作業の民主的管理を要請

日本経済情勢の深刻な弱化によって、60万在日同胞の不安定な生活状態は危機に追いこまれている。朝鮮人の生活安定策は緊急な問題であり、朝聯の調査によれば、現在失業者総数は莫大である。同胞の大部分は各種職業の経験をもっており、戦後日本経済の混乱で現在生活不安は受けている。これは社会不安の要素として憂慮される。よって浮動性をもつこれら失業者に対して、正常なる職業を与えなければならないし、作業を民主的に管理する事が重要である。これは資本主義的請負制度の搾取を排除し、生活を維持する為の特殊の立場におかれている事であり、いろいろな負担を免除する為でもある。日本政府は土木建築工事、運送業、賠償施設、撤去工事等建設作業を、朝聯組織に引渡すべきであり、朝鮮人聯盟の各支部に管内失業者を選別登録、職別運営委員会を民主的選出により公選して、作業の完成と生活安定の任務を遂行されるべきである。⁽⁷⁾

可働人口 306,512 人、うち失業者数 204,986 人のこの調査結果については、

表3-1 可働人口と失業者数

| | 総人口 | 可働人口 | 失業者数 | | 総人口 | 可働人口 | 失業者数 |
|-----|--------|--------|-------|-----|---------|---------|---------|
| 東京 | 25,151 | 10,060 | 7,200 | 大阪 | 175,759 | 8,880 | 62,700 |
| 三多摩 | 9,808 | 6,890 | 2,930 | 京都 | 32,372 | 16,000 | 8,100 |
| 神奈川 | 26,076 | 10,430 | 7,822 | 兵庫 | 41,600 | 20,000 | 4,560 |
| 千葉 | 7,450 | 2,980 | 2,135 | 奈良 | 4,203 | 2,100 | 1,260 |
| 埼玉 | 9,450 | 3,8□ | 2,825 | 和歌山 | 7,789 | 3,800 | 2,340 |
| 茨城 | 7,830 | 3,132 | 2,197 | 滋賀 | 10,885 | 5,800 | 4,640 |
| 栃木 | 3,160 | 1,780 | 1,109 | 岡山 | 12,362 | 6,181 | 4,326 |
| 群馬 | 3,080 | 1,240 | 1,178 | 広島 | 25,000 | 12,500 | 8,750 |
| 山梨 | 4,310 | 1,917 | 1,369 | 山口 | 32,380 | 10,410 | 15,520 |
| 福島 | 5,602 | 2,800 | 1,960 | 鳥取 | 2,209 | 1,100 | 770 |
| 宮城 | 4,146 | 2,073 | 1,450 | 島根 | 5,201 | 2,400 | 2,080 |
| 岩手 | 2,540 | 1,270 | 889 | 福岡 | 42,000 | 21,000 | 19,900 |
| 青森 | 1,253 | 626 | 500 | 佐賀 | 1,608 | 844 | 700 |
| 山形 | 1,370 | 605 | 400 | 大分 | 10,392 | 6,125 | 4,988 |
| 秋田 | 1,750 | 875 | 525 | 熊本 | 4,000 | 2,050 | 1,215 |
| 北海道 | 12,000 | 6,000 | 3,700 | 宮崎 | 1,450 | 726 | 680 |
| 長野 | 4,424 | 2,112 | 1,478 | 長崎 | 2,368 | 1,184 | 940 |
| 新潟 | 2,700 | 1,350 | 810 | 鹿児島 | 1,100 | 600 | 450 |
| 富山 | 2,700 | 1,350 | 810 | 香川 | 1,445 | 722 | 500 |
| 福井 | 6,700 | 3,200 | 1,900 | 徳島 | 655 | 390 | 290 |
| 石川 | 3,212 | 1,600 | 860 | 高知 | 1,300 | 690 | 500 |
| 愛知 | 26,451 | 13,225 | 7,900 | 愛媛 | 1,215 | 617 | 430 |
| 静岡 | 6,□ | 3,270 | 1,950 | 対島 | 2,200 | 1,300 | 240 |
| 岐阜 | 8,339 | 4,189 | 2,500 | | | | |
| 三重 | 9,579 | 4,789 | 2,873 | 総計 | 615,188 | 306,512 | 204,986 |

(備考) 『解放新聞』1947年7月10日朝連中総実数調査

朴在一氏により「失業は如何なる点に基準を置いて調査したのか不明であるが過大である」と批判され、昭和27年(1952)の場合として、有業人口235,643人、そのうち失業者は51.4%にあたる123,404人とみるのが正当であるとしている⁽⁹⁾。

(3) 四全大会の業種別組合対策

三全大会の「同胞生活の安定」対策のなかでもっとも重視されていた業種別

組合の組織化，協同組合活動の積極的展開については，昭和22年（1947）10月15～17日に開かれた第四回全体大会で，生活協組42，商工協組26をはじめ，各業種にわたる組合など107が，33の地域で組織されていることが報告された。準備中の組合6のなかには，「島根の製材業」もあげられている。

島根県で製材業の組合化が予定されていたというのは，当時中国と朝鮮に対する戦後賠償物資として浜田港から木材や竹材の積出しが盛んであったことを反映している⁽⁴⁾。こうした地域の経済情勢のなかで，22年8月15日に浜田市で開かれた朝聯浜田支部主催の解放2周年記念集会で，梁先起委員長は「我々は生産者として立直るべきである」として，山林業に従事してゆくことを明らかにした。

「解放2周年を記念して朝鮮人聯盟浜田支部では，石見地方の在日朝鮮人1,200名が浜田市原井小学校に集合，記念行事を行い，午後整然たる市内デモ行進を行った。記者は梁先起委員長にその抱負を聞くと，本日の行事目的は，朝鮮人が外国人として在日朝鮮人たるの本分を全うし，団結して何事も行うというにある。商工会結成については，私は次の如く考えている。我々は生産者として立直るべきであって，主に山林業に従事，生産方面に努めたい。なお，次の如きことを警察に対し要求した。

1. 朝鮮人の生活安定保障，即ち事業に対する許可制
2. 外国人として待遇すること
3. 密航取締につき保護取監の間の待遇改善⁽⁵⁾

朝聯浜田支部の梁先起委員長の「我々は生産者として立直るべきである」とする発言は，そのまま朝聯全体の活動方向であった。四全大会で決定をみた「在留同胞の生活危機打開」の対策では，「誠実な労働による正当な報酬を獲得すること」を基本とし，投機的商業に代る正当な商権確立を通ずる消費大衆への奉仕，業種別組合の組織的確立，民族資本擁護による祖国産業建設に協力する⁽⁶⁾などの方針が明らかにされた。

(4) 五全大会の生活権確保方針

昭和23年（1948）10月14日からの朝聯第五回大会では，特に失業対策として代用原料による酒造や製飴，そして家畜，薪炭，開墾などが具体的に取上げら

れた。「生活権確保に関して」の方針では次のように述べられている。

1. 失業者対策

不健全な浮動層に対するその社会的地位を徹底的に認識させ、勤労意識を昂揚し、「誠実なる労働による正当な報酬」による健全なる人民生活を目標とし、職場及商権獲得を強調すること。

- (1) 技能別と生活実態を完全調査し、失業者組織を確立し、組織的に職場を獲得するとともに、特に技能練磨に留意し、労組に加入させ、日本失業者とともに生活権確保闘争を指導すること。
- (2) 代用原料による酒造、製飴等協同組合を組織し、商権を合法化して、其他共同企業場を設置し、生産事業をおこし、家畜飼育等副業を奨励し、消費大衆に奉仕すること。
- (3) 集団の開拓団を組織して、日本国有林開放を要求し、薪炭製造及開墾を指導すること。

2. 労働者対策

- (1) 朝鮮人労働者を急速に調査して、該当労組に加入せしめ活動するようせしめること。
- (2) 朝鮮人労働者が小地域に分散しておるところは、その地域だけの単一組合を組織して、該当組織に参加せしめること。

3. 農民対策

農地獲得 農組加入

4. 中小商工業者対策

(1) 商工業者組織化

資材資金獲得面の困難なる条件は、業種別の体系未確立であった。それ故商工連合会組織を推進強化させ、資材資金獲得を全般的に取扱して、経済団体統一と日本業種別組合に加盟を推進し、日政の指定生産配給制度に依る各種商権を獲得し、その制度の民主化を指導し、生産品の交流を敏活にすること。

- (2) 日本金融機関活用と契、無尽等を奨励し、同胞企業家の融資の便宜を図ること。
- (3) 同胞組織内の労組組織に企業主と協力し、中小商工業を犠牲せしめる独占資本の物価政策、市場拡大、重税、経済差別（融資、資材獲得）等に対する労組との共同闘争を組織すること。

5. 救済活動

- (1) 救援活動は日政の施設を最大限に活用し、自主的救済機関を設置し、適当な職業を周旋すること。
- (2) 民主委員会を可及的に利用し、同胞及び日本人民の福利増進を謀ること。

6. 生活協同組合（共同購入）

過去生協の活動は非大衆的であり、営利本位の面もあった。其の外に資金難と日政の統制により物資購入の制約、組合員の散在の配給網未確立等の隘路により充分な活動ができなかった。

- (1) 一地方一組合の単一体とし、資金の集中と日政指定の各種小売店登録等をして、取扱する物資を大衆本位にすること。
- (2) 組合員の散在する地方は、日本生協に参加し、我々生協と日本人民に対し門戸開放して、日常生活を通じた共同闘争の礎石を確立し、各地方生協連合会に加盟し、幹部養成に努めること。

以上のような朝聯の生業対策が、島根県下ではどのように具体化されていったかについて、製炭業を中心にして検討することにしたい。

(5) 製炭業における朝鮮人

島根県在住の朝鮮人の多くが、戦前期から製炭業に従事していたことは、例えば昭和5年(1930)の国勢調査で炭焼夫が320人を数え、県内では最多数の朝鮮人が従事した職業であったことからわかる。さらに戦時経済下にあっては、昭和19年(1944)から島根県は「薪炭緊急増産施設助成要綱」によって、「半島労務者の内地移入」に県費助成の措置をとったこともあり、⁽¹⁵⁾ 県下の製炭業の主要な部分は朝鮮人によって担当されていた。

島根県下の木炭生産量は、昭和18年(1943)が22,023千貫であり、19年には25,461千貫と増加するが、20年には13,369千貫と半減し、さらに21年になると⁽¹⁶⁾ 11,361千貫に減産する。薪も同じ傾向をたどった。

戦後期の生産減退について、昭和20年11月の『島根新聞』は、「木炭 冬を迎えて赤信号 現在の生産は目標の4割 鮮人の帰還で痛手」の見出しをかかげて、木炭産地である島根県での木炭不足の事態を、「何んといっても、年々300万貫の木炭を生産した1200戸の半島人の約8割の帰鮮⁽¹⁷⁾」が最大原因であると報じている。さらに翌21年になると、生産割当の20%しか7月の時期に達成できなかったことから、「今冬はまさに木炭危機で、各家庭1ヶ月の使用量として半俵にも足りない割当状況」になることを憂慮する。ここでも原因は、「木炭専業の朝鮮人650名が現在150名に減少」したことがあげられている。⁽¹⁸⁾ 県下の

木炭産地のうち西部の美濃郡や鹿足郡では、木炭専業生産者の6～7割が朝鮮人であったといわれている⁽⁹⁾。それが日本敗戦を機に一斉に帰国してしまったことが、戦後期の「木炭危機」を島根県につくりだしたのであった。

このため島根県では、製炭資材をはじめ、酒や煙草、作業用地下足袋などの生活用品についても、「事情の許す限り特配」して製炭業者を支援していた⁽¹⁰⁾。しかし21年には業者に対する特別加配米が廃止された上に、インフレーションのために資材や労賃が高騰し、木炭生産の収支はつぐなわず、さらに生産は減退をしてゆく。当時の状況を新聞は次のように伝えている。

「木炭業者に対し加配米がなくなり、配給米では炭が焼けない、また闇米で炭焼きをしても採算がとれない。製炭1日収入20円位であるが、資材税金を支拂へば収入はなくなり、それより日雇人夫賃金は1日35円以上で、生活上有利のため転業するのが多い。思想的な混乱が禍いして、当局の威令や督励は効果なく、また生産割当方法も実情に即せぬため、生産が低下している。」⁽¹¹⁾

「その主な一つは、労務の不足による生産の減少である。これは山仕事よりも、復旧工事などの土木工事の日傭に出る方が収入によいので、自然とその方に力が廻るためと、さらに従来は朝鮮人がこの山仕事に多く従事していたのが、殆んど減少したことも大きな影響を及ぼし…」⁽¹²⁾

このような状況下で朝鮮人聯盟浜田支部では、前述したように、昭和22年8月15日に浜田市原井小学校で「解放2周年記念行事」を開催した。そこでは「朝鮮人の生活安定保障」を要求するとともに、朝鮮人が外国人として日本で生活してゆく上で、「我々は生産者として立直るべきであって、主に山林業に従事、生産方面に努めたい」と⁽¹³⁾、石見地区に在住する1,200人の在日朝鮮人の生活対策の方向づけを明らかにした意味は大きい。この時期以降、昭和30年(1955)にかけての間、県下の朝鮮人は6,000人前後の横ばいのままで推移するが、そのうち77%が石見地方に在住し、主として炭焼や材木運搬などの仕事に従事していたものと思われる⁽¹⁴⁾。

この時期には、県下各地で製炭業者による薪炭生産者組合が組織され、「小作の炭焼きから自作の生産者へ」のスローガンをかけて活発な要求運動を展開しており、朝鮮人も参加していった。島根県農業会の薪炭担当職員は当時の

状況を次のように語っている。

「労働運動、農民運動の活発化とともに、炭焼きにも革新の機運が高まり、「小作の炭焼きから自作の生産者へ」のスローガンのもとに生産者組合が各地にでき、22年10月には薪炭生産者組合連合会が結成された。そのころ私は地区組合の結成を指導していたが、「腹が減っては炭も焼けぬぞ」と県庁に押しかけ、お米や酒、地下タビや作業着を特配せよと要求してきたものだ。要求すればくれたのだから、何かふしぎな気もした。」⁽²⁾

ただし生活必需の家庭燃料であった木炭も、統制がはずされて自由取引になる昭和25年以降では、量よりも質が問われ、大量生産が可能な朝鮮系の大窯が問題となり、あらためて製炭技術が問われることになった。

「生産量の増加と共に悪質のものも濫増して来たので、その品質改良が消費者のみならず、業者側からも叫ばれるに至り、美鹿地方事務所林務課でもその対策に腐心している。またこの原因には、主として次の三点があげられている。

即ち一つは製造がまの問題で、大体30俵乃至40俵位の小さなかまで焼くのが良いとされているにも拘らず、最近朝鮮系の大がま築造が流行し、一度に120俵位焼くと云う大量生産型が多くなっていること、第二点は炭材の質の問題で、当地方では老木が多い関係上、これを主として炭材に使用している点、第三点は炭価が高くなると、我も我もと炭焼きをやり出すために、素人業者が多くなったことである。」⁽²⁾

昭和30年代（1955～）になり、エネルギー政策が石油に転換されるに及び、家庭燃料の木炭は石炭とともに衰退への道をたどる。木炭産地であった島根県の人口は、昭和30年をピークにして、それ以降は急激な減少を示すが、とりわけて石見地方山村の人口減少は顕著であった。しかし島根県内在住の朝鮮人は、30年の6,061人が35年には30%という大きな減少率を示す。木炭生産の山村地域の過疎化に先がけて、島根県の朝鮮人は仕事を求めて転出していったのであった。

なお、鹿足郡柿木村黒淵の朝鮮人製炭集落については別稿で報告した。⁽²⁾

<注>

- (1) 朴慶植「解放直後の在日朝鮮人運動(2)」(『在日朝鮮人研究』第2号) p. 98.
- (2) 1946年10月4日「在日本朝鮮人聯盟第三回全国大会議事録」(朴慶植『朝鮮問題資料叢書』第9巻 p. 54.) 朝鮮語の訳は朴泰永氏による。

- (3) 島根県下でも12月17日、松江市白潟国民学校で島根労協主催の「吉田内閣打倒・生活擁護国民大会」が開かれ、大会後は街頭をデモ行進して県庁に押しかけた。また浜田市でも駅前広場で大会が開催され、倒閣を決議した後、デモ行進をして税務署などに決議文を手交している。ただし朝鮮人が参加したかどうかは不詳である（『島根県評三十年史』上巻 p. 137）。
- (4) 在日朝鮮人の首相官邸デモに対する軍事裁判の判決は、第1に首相官邸で暴動を起し日本政府の官吏を傷つけ器物をこわしたこと、第2にデモの暴動化はマッカーサー総司令官の声明に違反したもので重い責任があることというものである。起訴理由のうち1万人が暴動を起したことについては無罪としたが、デモ行進で暴動を起さないという約束に違反した責任を認定した。これに対して朝鮮人側は、(1) 処罰を受けた10名は大会で選ばれた交渉委員であり、デモとは関係がない。(2) この10名はマッカーサー元帥の「デモ指導者の責任に関する布告」に示された責任者ではない。(3) 当日の衝突は無責任な日本警察官の挑発行動が原因であるとして、即時無罪釈放の要求運動をつづけ、その結果、罰金は免除され、5年の懲役は1年に短縮された。しかし総司令部は22年2月19日に本国送還を条件に釈放し、3月8日全員を南朝鮮に強制送還した（朴慶植前掲論文 p. 91）。
- (5)(6) 坪井豊吉『在日朝鮮人運動の概況』p. 117, p. 122.
- (7) 『解放新聞』1947年7月10日、朝鮮語訳は朴泰永氏による。
- (8)(9) 朴在一『在日朝鮮人に関する総合的調査研究』p. 72, p. 70.
- (10)(13) 1947年10月15日朝聯「第四回全体大会会議録」（朴慶植 前掲書 p. 126, p. 162. 朝鮮語訳は朴泰永氏）。
- (11) 昭和22年（1957）3月から4月にかけて3回にわたって竹材15万貫が朝鮮に、また坑木や枕木が中国と朝鮮に賠償物資として浜田市長浜港から輸出されて以来、石見西部の山村では「木材ブーム」が起る。
- 「島根竹材貿易株式会社では、貿易庁の指令により竹の素材5,000束を、近く朝鮮の釜山に向けて長浜港から輸出する。1束10貫であるから5,000束で5万貫、これをこの3月から4月にかけて3回計15万貫輸出することになっている」（『浜田新聞』昭和22年3月20日）
- 「木材の輸出は西日本に於ては倭松林材工業株式会社とその取扱いをしているが、同会社は松江と浜田に出張所を設け、わが長浜港から昨年5月以来、既に2回18,000石の坑木及枕木を中華の秦皇島に向けて輸出して居り、この10日同じく11,000石を積んで同島へ向けて出帆する。輸出木材は松、杉、桧、坑木及枕木用材であるが…本年度は右の予定以上に坑木、枕木各25,000石を中華へ、同じく10,000石を8月迄に朝鮮へ長浜港から輸出することになっている」（『浜田新聞』昭和22年4月10日）
- 中国と朝鮮に対しては、23年には枕木2,000石、坑木12,000石（『島根年鑑』1949

- 年版 p. 184.), 24年には1月に薪11万束, 6月に枕木を17,000丁, 12月に25,000丁を朝鮮に輸出した(『島根年鑑』1950年版 p. 42)。
- (12) 『石見タイムス』昭和22年8月20日。
 - (14) 1948年10月14日 朝聯「第五回全体大会議事録」(朝鮮語訳は朴泰永氏による)。
 - (15) 昭和19年10月16日付島根県告示第663号「薪炭緊急増産施設助成要綱」
 - (16) 『島根年鑑』1949年版 p. 54.
 - (17) 『島根新聞』昭和20年11月13日。
 - (17)(20) 『島根新聞』昭和21年8月23日。
 - (18)(19) 『島根新聞』昭和20年11月13日, なお『石見タイムス』には, 「終戦時までの生産が専業(大部分朝鮮人)40%, 副業(日本人)60%という構成であった」とみえる(昭和22年11月10日)。
 - (21) 『浜田新聞』昭和22年3月20日。
 - (22) 『石見タイムス』昭和22年8月20日。
 - (23) 現存する在日韓国・朝鮮人一世の聞取調査では, そのほとんどすべてが製炭業や材木運搬の経験をもっている(拙稿「石見の朝鮮人」—『郷土石見』第20号, 1988年)。
 - (24) 毎日新聞社『激動二十年・島根県の戦後史』p. 111.
 - (25) 『石見タイムス』昭和27年5月10日。
 - (26) 拙稿「在日朝鮮人の地域移動」(島根大学『山陰地域研究』第4号, 1988年)

<付記>

本稿は昭和63年度文部省科学研究費補助金「日本海地域における在日朝鮮人問題の歴史的・経済的研究」(一般研究B・代表内藤正中)による。